令和　年　月　日

**情報セキュリティ監査実施指針**

（目的）

第１条　本指針は、○○における情報セキュリティ監査に関する基本的事項を定め、情報セキュリティ監査を効率的に実施し、監査品質の向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　情報セキュリティ監査は、○○における特定個人情報を取り扱う事務ならびにシステムを対象に実施する。

（監査実施体制）

第３条　最高情報セキュリティ責任者より指名された監査責任者が監査実施体制を編成する。また、監査実施体制は、品質管理機能を具備しなければならない。

２　情報セキュリティ監査の推進を担う事務局は◯◯課が担当する。

３　監査責任者より監査人に指名された者は正当な理由なくこれを断ることはできない。また、指名された者の上長は、指名された者が円滑に監査業務を実施できるようにしなければならない。

（監査の権限）

第４条　監査人は、被監査部門に対して資料の提出、質問に対する回答、執務室や電子計算機室等への視察、外部委託先等の関係者への事実確認、その他監査人が必要とする事項を求めることができ、被監査部門は正当な理由なくこれを断ることはできない。

（監査人の責務）

第５条　監査人は、監査業務上知り得た機密事項を正当な理由なく他に開示してはならない。これは、その職務を離れた後も存続する。

２　監査人は、情報セキュリティ監査に関する研修を受けなければならない。

（監査計画書の策定）

第６条　監査関係文書は、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

（監査計画）

第７条　情報セキュリティ監査は、監査計画に基づいて実施されなければならない。監査計画は、中期計画、年度計画及び監査実施計画とし、いずれの計画も最高情報セキュリティ責任者の承認を得なければならない。

２　中期計画

監査責任者は、全監査対象への監査基本方針を中期計画として策定しなければならない。

３　年度計画

監査責任者は、中期計画に基づき、当該年度の監査対象への監査方針を年度計画として策定しなければならない。

４　実施計画

監査責任者は、年度計画に基づいて、監査対象ごとに監査実施計画を策定しなければならない。

（監査実施の通知）

第８条　監査責任者は、被監査部門に対する監査手続を開始するにあたり、予め監査実施の通知を発行しなければならない。

（監査手続の実施）

第９条　監査人は、監査実施計画書に基づき、監査手続を実施し、監査証拠を収集しなければならない。

監査証拠の収集技法としては以下のものがあげられる。

・文書・記録の閲覧（レビュー）

・責任者又は担当者への質問（インタビュー）

・現場の観察（視察）

・再実施（テスト）

（監査調書の作成）

第１０条　監査手続の実施によって入手した監査証拠から監査の結論に至った経過が分かるように監査調書として作成しなければならない。

（監査意見の形成）

第１１条　監査人は、事実に基づく客観的で公正な助言意見（検出事項及び改善提言）を形成しなければならない。また、検出事項は監査人の予見や思い込みで抽出してはらない。

２　監査人は、有効で実現可能性が改善策を提言しなければならない。

（監査報告の作成）

第１２条　監査人は、監査終了後すみやかに監査報告書を作成しなければならない。

２　監査人は、監査報告書の草案を被監査部門の責任者へ提示し、監査結論及び改善提言の実現可能性について確認しなければならない。仮に事実誤認や監査結論への疑義が提起された場合には、監査責任者は内容を検討し、適切な対応をとらなければならない。

３　監査責任者は、監査報告書の草案の最終確認をしたうえで、情報セキュリティ委員会に報告した後、最高情報セキュリティ責任者に監査報告書を提出しなければならない。

４　監査責任者は、監査報告書の提出に伴い、監査依頼者及び被監査部門の責任者に対する報告会を開催することが望ましい。

（関係資料の保管）

第１３条　監査責任者は、監査調書及び監査報告書を厳正に保管しなければならない。

（改善計画の作成）

第１４条　被監査部門の責任者は、監査報告書の改善勧告事項に対する改善実施の可否、改善内容、改善実施時期等を改善計画書にまとめ最高情報セキュリティ責任者の承認を得なければならない。

（フォローアップ監査）

第１５条　被監査部門の改善実施状況に応じて適宜フォローアップ監査を実施しなければならない。

２　フォローアップ監査の結果は情報セキュリティ委員会に報告した後、最高情報セキュリティ責任者に提出されなければならない。

（品質管理）

第１６条　品質管理者は、監査実施計画書と監査報告書草案をレビューし、修正の必要がある場合には、監査責任者に対して修正を伝えなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　以上